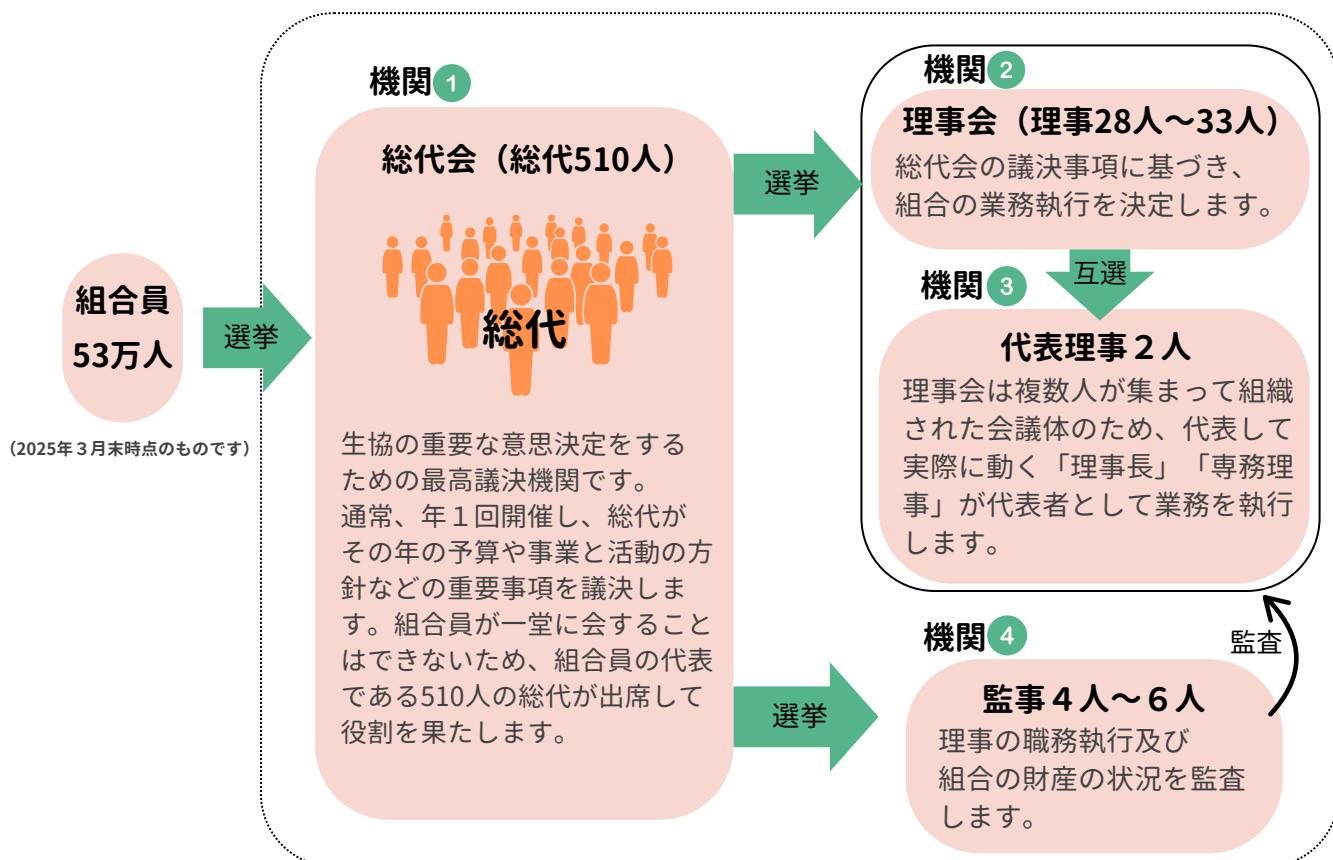


III 生協の機関 (総代会、理事会、代表理事、監事)

生協として何かを決定し、その決定にしたがって生協の運営と事業を行っていくための人や会議体のことを「機関」といいます。

生協法では「総代会」「理事会」「代表理事」「監事（会）」4つの「機関」があります。

生協の機関運営のしくみは下記の通りです。「総代会」はこの「機関」のうちの一つです。



議案についてのワンポイント



第1号議案と第2号議案の関係性について

通常総代会の第1号議案は、その年度に行った事業活動についての結果報告です。

第2号議案は、次の年度に行う予定の計画案です。

本年度の第2号議案で立てた計画の結果は、次年度の第1号議案で報告されます。



役員選挙は2年ごとに行われます



最終的な総代会議案は5月の理事会で決定します

